

松江市告示第 429 号

松江市集落営農体制強化スピードアップ事業費補助金交付要綱（平成 29 年松江市告示第 281 号）の全部を次のように改正する。

令和 4 年 7 月 14 日

松江市長 上 定 昭 仁

松江市集落営農体制強化推進事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第 1 条 市の交付する松江市集落営農体制強化推進事業費補助金（以下「補助金」という。）については、松江市補助金等交付規則（平成 17 年松江市規則第 48 号）、集落営農体制強化推進事業費補助金交付要綱（令和 3 年 3 月 26 日付け農第 1446 号島根県知事通知）及び担い手経営発展支援事業費補助金交付要綱（令和 3 年 5 月 6 日付け農第 86 号島根県知事通知）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助の対象者等）

第 2 条 補助金の名称、補助金交付の目的、補助金交付の対象である事業の内容、補助事業者の範囲及び交付の率又は金額並びに終期は次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

補助金の名称	松江市集落営農体制強化推進事業費補助金			
補助金交付の目的	集落営農の法人化、広域連携による経営の効率化や人材確保の取組を推進し、地域を持続的に存続していく体制の整備を図ることを目的とする。			
補助金交付の対象である事業の内容、補助事業者の範囲及び交付	事業区分	補助金交付の対象である事業の内容	補助事業者の範囲	交付の率又は金額及び 1 事業実施主体当たり補助上限額等
	1 広域連携組織活	(1) 推進活動 広域連携の組織化・法人化や省力・低コスト化、共同販売の取組	(1) 推進活動 集落営農体制強化推進事業費補助金交付要綱別表の 1 広域	(1) 推進活動 補助対象経費の 1/2 以内とし、1 事業実施主体当たり 1,000 千円

<p>の率又は金額</p>	<p>動</p>	<p>(2)機械等整備          広域連携の省力・低コスト化（米づくりに関するもの）及び共同販売（米づくり以外のもの）の取組に要する機械等の整備</p>	<p>連携組織活動支援の項事業実施主体の欄に規定する要件を満たすもの          (2)機械等整備          担い手経営発展支援事業費補助金交付要綱別表3の(1)広域連携組織活動支援の項事業実施主体の欄に規定する要件を満たすもの</p>	<p>を上限とする。(算出された額に千円未満の端数が生じた場合はその端数は切り捨てる。)          (2)機械等整備          補助対象経費の1/2以内とし、1事業実施主体当たり5,000千円（ただし当該事業実施主体が設立1年未満の法人かつ認定農業者の場合は12,000千円）を上限とする。(算出された額に千円未満の端数が生じた場合はその端数は切り捨てる。)</p>
	<p>2 個別集落営農法人化</p>	<p>(1)推進活動          新規設立した集落営農法人の経営に必要な活動          (2)機械等整備          新規設立した集落営農法人の経営に必要な機械等の整備</p>	<p>(1)推進活動          集落営農体制強化推進事業費補助金交付要綱別表の2個別集落営農法人化支援の項事業実施主体の欄に規定する要件を満たすもの          (2)機械等整備          担い手経営発展支援事業費補助金交付要綱別表3の(2)個別集落営農法人化支援の項事業実施主体の欄に規定する要件を満たすもの</p>	<p>(1)推進活動          補助対象経費の1/2以内とし、1事業実施主体当たり1,000千円（法人設立から3年間の合計額）を上限とする。(算出された額に千円未満の端数が生じた場合はその端数は切り捨てる。)          (2)機械等整備          補助対象経費の1/2以内とし、1事業実施主体当たり5,000千円（ただし当該事業実施主体が設立1年未満の</p>

			法人かつ認定農業者の場合 は 12,000 千円) を 上限とする。(算出され た額に千円未満の端数 が生じた場合はその端 数は切り捨てる。)
終期	令和 5 年 3 月 31 日		

(雑則)

第 3 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 4 年 7 月 14 日から施行する。